

## 花巻市社会福祉施設及び医療施設等物価高騰対策支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰による社会福祉施設及び医療施設の負担を軽減し、安定的な質の高いサービスの提供を図るため、社会福祉施設及び医療施設等に対し予算の範囲内において花巻市社会福祉施設及び医療施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、花巻市補助金等交付規則（平成18年花巻市規則第61号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象者)

第2条 支援金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者（以下「交付対象者」という。）とする。

- (1) 令和8年1月1日（以下「基準日」という。）現在で花巻市内において別表の中欄に掲げる事業所又は施設等（以下「事業所等」という。）を運営している法人又は個人であること。
- (2) 基準日において、前号に掲げる事業所等を休止していないこと。ただし、運営している事業所等の一部を休止している場合を除く。
- (3) 令和7年4月1日から令和7年12月31日までの間で、別表の中欄に掲げる事業所等を運営した実績があること。
- (4) 令和8年3月31日まで事業を継続する意思があること。

### (支援金の交付額)

第3条 支援金の交付額は、別表の中欄に掲げる事業所等の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

### (支援金の交付申請)

第4条 交付対象者が支援金の交付を受けようとするときは、別表の左欄に掲げる区分ごとに、花巻市社会福祉施設及び医療施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する交付申請期間は、令和8年3月31日までとする。

### (支援金の交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類等の内容を審査し、支援金の交付を適当と認めるときは、速やかに支援金の交付の決定を行い、花巻市社会福祉施設及び医療施設等物価高騰対策支援金交付決定通知書（様式第2号）により通知し、支援金を交付するものとする。

2 市長は、支援金を交付しないことと決定したときは理由を付して交付対象者に通知するものとする。

### (書類の保存)

第6条 支援金の交付を受けた交付対象者（以下「交付事業者」という。）は、当該支援金に係る書類を、支援金の交付の決定に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

### (調査等)

第7条 市長は、支援金に関し必要があると認めるときは、交付事業者に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

### (交付決定の取消し)

第8条 市長は、交付事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取り消すものとする。

る。

- (1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、交付事業者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表 (第2条―第4条関係)

区分	事業所・施設等の種別	単価
1 救護施設	生活保護法（昭和25年法律第144号）で定める救護施設	定員1名あたり13,700円
2 障害福祉サービス事業所等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）で定める事業所	次の各号に掲げる事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 (1) 次に掲げる通所系事業所 1事業所あたり114,000円 ア 療養介護事業所 イ 生活介護事業所 ウ 重度障害者等包括支援事業所 エ 自立訓練（機能訓練）事業所 オ 自立訓練（生活訓練）事業所 カ 就労移行支援事業所 キ 就労継続支援（A型）事業所 ク 就労継続支援（B型）事業所 ケ 児童発達支援事業所 コ 放課後等デイサービス事業所 (2) 次に掲げる入所系事業所 定員1名あたり13,700円 ア 障害者支援施設 イ 共同生活援助事業所 ウ 短期入所事業所（空床利用型を除く。） エ 福祉型障害児入所施設

		<p>オ 医療型障害児入所施設</p> <p>(3) 次に掲げる訪問事業所又は相談系事業所 1事業所あたり39,000円</p> <p>ア 居宅介護事業所</p> <p>イ 重度訪問介護事業所</p> <p>ウ 同行援護事業所</p> <p>エ 行動援護事業所</p> <p>オ 就労定着支援事業所</p> <p>カ 自立生活援助事業所</p> <p>キ 居宅訪問型児童発達支援事業所</p> <p>ク 保育所等訪問支援事業所</p> <p>ケ 一般相談支援事業所</p> <p>コ 障害児相談支援事業所</p> <p>サ 特定相談支援事業所</p>
<p>3 介護サービス事業所等</p>	<p>介護保険法（平成9年法律第123号）又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）で定めるサービスを提供する事業所</p>	<p>次の各号に掲げる事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</p> <p>(1) 次に掲げる通所系事業所（介護予防サービス若しくは総合事業のみを実施している事業所又は保険医療機関のうち介護保険法第71条の規定によるみなし指定を受けている事業所を除く。） 1事業所あたり136,000円</p> <p>ア 通所介護</p> <p>イ 通所リハビリテーション（一般指定に限る。）</p> <p>ウ 看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>エ 地域密着型通所介護</p> <p>オ 認知症対応型通所介護</p> <p>カ 小規模多機能型居宅介護</p> <p>(2) 次に掲げる入所系施設（介護予防サービスを除く。） 定員1名あたり13,700円（指定管理施設にあつては27,400円）</p> <p>ア 介護老人福祉施設</p> <p>イ 介護老人保健施設</p> <p>ウ 介護医療院</p> <p>エ 短期入所生活介護（空床利用型を除く。）</p> <p>オ 認知症対応型共同生活介護</p> <p>カ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p>

		<p>キ 特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く。）</p> <p>ク 養護老人ホーム（指定管理施設を除く。）</p> <p>ケ 軽費老人ホーム</p> <p>(3) 次に掲げる訪問系事業所又は相談系事業所（介護予防サービス若しくは総合事業のみを実施している事業所又は保険医療機関のうち介護保険法第71条の規定によるみなし指定を受けている事業所を除く。） 1事業所あたり39,000円</p> <p>ア 居宅介護支援（指定管理施設を除く。）</p> <p>イ 福祉用具貸与又は販売（同一事業者の重複支給は不可。）</p> <p>ウ 訪問介護</p> <p>エ 訪問入浴介護</p> <p>オ 訪問看護ステーション（医療機関を除く。）</p> <p>カ 訪問リハビリテーション（一般指定に限る。）</p>
4 児童養護施設	児童福祉法で定める児童養護施設	定員（暫定定員としている施設にあつては暫定定員） 1人あたり13,700円
5 医療施設 （岩手県及び独立行政法人国立病院機構が開設する医療施設を除く。）	<p>(1) 医療法（昭和23年法律第205号）で定める病院又は診療所（企業若しくは社会福祉施設等の医務室又は臨時開設の施設を除く。）のうち、健康保険法（大正11年法律第70号）で定める保険医療機関の指定を受け、一般患者の受け入れを行っている施設</p> <p>(2) 医療法で定める助産所</p>	<p>次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</p> <p>(1) 病院又は有床診療所 次に掲げる額</p> <p>ア 1施設あたり345,000円</p> <p>イ 1床（休床中の病床を除く。）あたり31,950円</p> <p>(2) 無床診療所（医科）（全ての病床を休床している有床診療所を含む。）、歯科診療所又は助産所 1施設（同一施設で、医科と歯科の診療報酬上の指定を両方受けている場合は、いずれか一方のみが対象）あたり172,500円</p>
6 施術所	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）で定める施術所のうち、療養	1施設（同一施設で、療養所の受領委任取扱指定を受けている施術所が複数ある場合は、いずれか一箇所のみが対象）あたり57,000円

	費の受領委任取扱いの指定を受けたあん摩、はり、きゅう又は柔道整復を行う施設	
7 薬局	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）で定める薬局のうち、健康保険法で定める保険薬局の指定を受けた施設	1 施設あたり19,000円

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行前にこの告示による改正前の花巻市社会福祉施設等物価高騰対策支援金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により支援金の交付を受けた者に対する旧要綱第6条から第9条までの規定は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

花巻市長 様

申請者

所在地 \_\_\_\_\_  
 事業者名 \_\_\_\_\_  
 代表者 職・氏名 \_\_\_\_\_  
 担当者名 職・氏名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_  
 E-mail \_\_\_\_\_

花巻市社会福祉施設及び医療施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書

花巻市社会福祉施設及び医療施設等物価高騰対策支援金交付要綱第4条の規定により、支援金の交付を受けたいので、下記のとおり申請（請求）します。

なお、交付決定後は、下記の口座に振り込んでください。

記

1 区分

- |                                       |  |
|---------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 1 救護施設       | <input type="checkbox"/> 2 障がい福祉サービス事業所等 |
| <input type="checkbox"/> 3 介護サービス事業所等 | <input type="checkbox"/> 4 児童養護施設等       |
| <input type="checkbox"/> 5 医療施設       | <input type="checkbox"/> 6 施術所           |
| <input type="checkbox"/> 7 薬局         |  |

2 交付申請（請求）額

円

3 添付書類

- (1) 申請事業所一覧表（別紙）

4 振込口座

金融機関名	銀行・信金 金庫・農協	金融機関コード					
本・支店名	本店・支店・支所	店舗コード					
口座種別	普通・当座	口座番号					
フリガナ							
口座名義							

※ 申請者と振込口座名義が違う場合は、委任状の提出が必要です。

申請事業所等一覧表

事業者名	
------	--

NO.	事業所等の名称	区分又はサービス種別	所在地	定員数又は病床数	単価 (円)	交付申請 (請求) 額 (円)
交付申請 (請求) 合計額						

※記載上の留意点

- ・「事業者名」は、様式第1号の申請者（事業者名）と一致させてください。
- ・「交付申請（請求）合計額」は、様式第1号の交付申請（請求）額と一致させてください。
- ・「事業所等の名称」は正確に記載してください（略称にしないこと）。
- ・「医療施設の病床数」について、休床している床数は除いてください。全ての病床を休床している有床診療所は無床診療所として記載してください。
- ・「区分又はサービス種別」欄には、次の表の左欄に掲げる区分又はサービス種別に応じ、それぞれの右欄に掲げるものを記載してください。

区分又はサービス種別	記載するもの
救護施設	救護
介護サービス事業所等（通所系）	介護・通所
介護サービス事業所等（入所系）	介護・入所 介護・入所（指定管理）
介護サービス事業所等（訪問・相談系）	介護・訪問
障がい福祉サービス事業所等（通所系）	障がい・通所
障がい福祉サービス事業所等（入所系）	障がい・入所
障がい福祉サービス事業所等（訪問系・相談系）	障がい・訪問・相談
児童養護施設	児童養護
医療施設	病院 有床診療所 無床診療所 歯科診療所 助産所
施術所	施術所
薬局	薬局

所在地：  
事業者名：  
代表者氏名：

花巻市社会福祉施設及び医療施設等物価高騰対策支援金交付決定通知書  
年 月 日付けで申請のあった花巻市社会福祉施設及び医療施設等物価高騰対策支援金交付申請に対し、 円を交付することに決定したので花巻市社会福祉施設及び医療施設等物価高騰対策支援金交付要綱第5条の規定により通知します。

年 月 日

花巻市長



以下のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、支援金の返還を求めることがあります。

- (1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 花巻市社会福祉施設及び医療施設等物価高騰対策支援金交付要綱に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。